○髙橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、金谷委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第1号、議案第2号、議案第6号、議案第9号、議案第11号及び議案第16号の以上6件 につきまして、理事者から説明をお願いいたします。

〇稲田税務部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管に係る事項 につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書の5ページを御覧ください。5ページの下ほど、第3表、債務負担行為補正(追加分)の上から2つ目、SMS送信サービス利用料55万5千円でございます。こちらは、携帯電話のショートメッセージサービスを活用し、市税の納付勧奨を行うシステムの利用料でありまして、納期限内に納付をいただけなかった納税義務者に対し、納付に関するお知らせをお送りしている事業でございます。令和6年度においても引き続き事業を実施するに当たり、本年度中に契約を行う必要があるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇林市民生活部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管に関わる事項につきまして、御説明申し上げます。

補正予算のうち、物価高騰により燃料費及び光熱水費が増加する事業については、補正予算書23ページから29ページにかけてお示ししております。5事業186万6千円となっております。 内訳ですが、補正予算書23ページ、2款1項5目市民活動費のときわ市民ホール等管理費で99万円、地域活動センター管理費で15万7千円、2款1項10目支所及び出張所費の永山支所管理費で41万8千円、28ページ、4款1項4目火葬場費の旭川聖苑管理費で22万5千円、29ページ、6款1項7目農村施設管理費の農村地域センター管理費で7万6千円となっており、財源につきましては、全額一般財源で措置しております。

次に、23ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の市民課DX推進費3千599万2千円についてです。こちら、戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍及びマイナンバーカードに記載されている氏名に振り仮名を追加するため、戸籍情報システム等を改修するものであります。財源ですが、国庫補助金で2千646万3千円、一般財源で952万9千円を措置しております。

次に戻りますが、3ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正(追加分) 2段目になります。市民課DX推進費につきまして、ただいま説明しましたが、戸籍情報システム等の改修に関わるものですが、事業が年度内に完了しないことから、改修に係る経費 3 千7 3 4 π 5 千円を令和 6 年度に繰り越そうとするものであります。

次に、5ページ、第3表、債務負担行為補正(追加分)についてです。3番目の緑が丘地域活動 センター指定管理料につきまして、令和6年度から令和10年度までの5年間、指定管理者を指定 することに伴い、指定管理料について債務負担行為を設定しようとするものであります。限度額は 4千764万7千円となっております。 次に、議案第11号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。本案は市民生活部所管分ですが、令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律が施行され、戸籍謄本等の広域交付などの事務が新設されることに伴い、新たに手数料の徴収が発生することから、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものであります。施行日は、戸籍法の一部を改正する法律の施行日と同日である令和6年3月1日としております。

次に、議案第16号の指定管理者の指定です。こちらは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し議会の議決を得ようとするものであります。旭川市緑が丘地域活動センターの指定管理者に一般社団法人旭川緑が丘スポーツクラブを指定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、その管理を行わせようとするものであります。指定管理者の選定の方法につきましては、旭川市地域活動センター条例の規定に基づき、公募することなく、特定の者に申請書等の提出を求めて審査を行い、選定したところであります。

以上、よろしくお願いいたします。

〇金澤福祉保険部長 本定例会に提案しております福祉保険部所管の補正予算について、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算です。補正の理由が前年度に交付を受けた国庫補助金等の精算に伴う償還金のみの事業は、事業ごとの説明は省略させていただきますが、補正予算書の24ページから27ページにかけて、8事業で合計5億3千210万9千円を補正します。財源は、諸収入が13万円、一般財源が5億3千197万9千円です。

次に、それ以外の事業についてでございます。補正予算書の24ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉事業基金積立金につきましては、寄附金の増に伴う積立金の増により1千429万2千円を補正します。財源は、全額が寄附金です。

次に、住民税均等割のみ課税世帯給付金支給費と低所得世帯こども加算金支給費につきましては、物価高騰の影響を受けている方々を支援するために、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円、令和5年度の低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付金を支給するもので、それぞれ7億1千750万円、3億6千万円を補正します。財源は、いずれも全額が国庫支出金です。

次に、3款1項2目障害者福祉費の障害者相談支援費につきましては、障害者相談支援事業等に おける消費税の課税区分見直しによる経費の増により、1千627万3千円を補正します。財源は、 全額が一般財源です。

次に、重度心身障害者医療費助成費につきましては、受診件数の増加に伴う扶助費等として1千438万3千円を補正します。財源は、道支出金が712万9千円、一般財源が725万4千円です。

次に、障害者自立支援給付費につきましては、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として、9千361万9千円、障害福祉サービス利用者の増等に伴い扶助費として3億5千597万6千円の合計4億4千959万5千円を補正します。財源は、国庫支出金が1億7千798万8千円、道支出金が8千899万4千円、一般財源が1億8千261万3千円です。

次に、視覚障害者情報提供推進費につきましては、視覚障害者情報提供施設への補助金の増により120万円を補正します。財源は、国庫支出金が60万円、一般財源が60万円です。

次に、障害福祉サービス等 I C T 活用推進費につきましては、国の補正予算を活用し、障害福祉サービス事業所等における I C T 等導入に係る経費を助成するため 9 3 2 万 9 千円を補正します。財源は、国庫支出金が 6 1 2 万 5 千円、一般財源が 3 2 0 万 4 千円です。

次に、25ページになりますが、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、国の補正予算を活用し、大規模修繕等を行う事業者に対し、その経費を助成するため、補助金として2千858万6千円、施設の転用による財産処分があったことに伴う国への償還金として221万5千円の合計で3千80万1千円を補正します。財源は、国庫支出金が2千858万6千円、諸収入が221万5千円です。

次に、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、居宅介護サービス給付費などの増により、 繰出金として6千924万8千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、軽費老人ホーム運営補助金と老人施設等措置費につきましては、軽費老人ホーム及び養護 老人ホームに勤務する職員への処遇改善加算の増により、それぞれ27万5千円、8万8千円を補 正します。財源は、いずれも全額が一般財源です。

次に、近文市民ふれあいセンター管理費につきましては、電気代の価格高騰に伴い68万5千円 を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、5目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、特定健康診査等 事業費の増により344万8千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、26ページになりますが、2項2目児童措置費の上から2つ目の、障害児通所給付費につきましては、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として2千308万円、障害児通所支援の利用者の増加等に伴う扶助費等として2億4千216万6千円の合計2億6千524万6千円を補正します。財源は、国庫支出金が1億2千105万6千円、道支出金が6千52万8千円、一般財源が8千366万2千円です。

次に、下から1つ目の障害児安心安全対策補助金につきましては、送迎用バスへの安全装置の導入を行う事業所に対する補助金の増により566万3千円を補正します。財源は、全額が国庫支出金です。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。補正予算書の4ページを御覧ください。 福祉保険部所管分は、第2表、繰越明許費補正(追加分)の表中、3款1項社会福祉費の3事業で す。いずれも先ほど御説明いたしました補正額の全額または一部を令和6年度に繰り越し、事業を 実施しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正についてでございます。補正予算書の5ページを御覧ください。福祉保険部所管分は、第3表、債務負担行為補正(追加分)のうち、下から1つ目の引取人のない遺体移送業務委託料で、今年度中に契約を行う必要があるため設定しようとするものです。

次に、7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正(変更分)のうち、上から1つ目と2つ目の旭川市障害者総合相談支援センター運営業務委託料と障害者相談支援業務委託料につきましては、令和5年度及び令和6年度の委託料の増額に伴い、今年度中に変更契約を締結する必要があることから設定し直そうとするものでございます。

続きまして、議案第2号、令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。 補正予算書の42ページを御覧ください。2款2項1目の一般被保険者高額療養費、3目の一般被 保険者高額介護合算療養費につきましては、給付費の増により、それぞれ1億4千727万5千円、 15万5千円補正します。財源は、いずれも全額が道支出金です。

次に、6款2項1目の特定健康診査等事業費につきましては、受診者の増に伴い、委託料として 1千289万2千円を補正します。財源は、道支出金が629万6千円、繰入金が659万6千円 です。

次に、債務負担行為補正についてでございます。補正予算書の10ページを御覧ください。SM S送信サービス利用料でございます。これは、携帯電話のショートメッセージサービスを活用し、 保険料の納付勧奨を行うシステムの利用料で、今年度中に契約を行う必要があるため設定しようと するものでございます。

続きまして、議案第6号、令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の51ページと52ページを御覧ください。2款1項1目の居宅介護サービス給付費、2項1目の高額介護サービス費、3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費、3項2目の家族介護支援事業費、地域自立生活支援等事業費につきましては、受給件数等の増に伴う給付費や扶助費の増により、それぞれ4億7千294万9千円、3千444万4千円、3千289万6千円、227万7千円、661万7千円を補正します。財源は、国庫支出金が1億4千940万8千円、道支出金が6千924万8千円、繰入金が1億8千465万円、支払交付金が1億4千587万7千円です。

以上、よろしくお願いいたします。

〇向井保健所地域保健担当部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所 所管分に関わる事項につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の27ページを御覧ください。右枠の1番下になりますが、4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、国の予防接種後健康被害救済制度において、新たに認定を受けた者に対する給付費用4千657万1千円及び前年度に交付を受けた国庫補助金及び負担金の交付額が確定したことによる超過分を国に返還するための償還金として5億889万6千円の合計5億5千546万7千円を補正するものでございます。財源につきましては、国の予防接種後健康被害救済制度における給付費用は道支出金で、償還金は一般財源となっております。

次に、前年度に交付を受けた国庫補助金及び負担金について、交付額の確定による精算に伴う償還金分のみを補正するものといたしまして、同じく2目予防費の一番上になります、がん対策費から下から2番目の新型コロナウイルス感染症対策費までの6事業、及び次の28ページの一番上になります、3目の試験検査費の全7事業の合計4億1千408万6千円につきましては、財源は、いずれも全額、一般財源となっております。

続きまして、同じく28ページの上から二つ目になります。動物愛護基金積立金につきましては、動物愛護基金への寄附金の増により、基金への積立金の額が当初予算を上回ることから、3千68 5万9千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額、寄附金でございます。

続きまして、繰越明許費に係る補正でございます。 4ページの表を御覧ください。第2表のうち保健所所管分は、表の上から5つ目、4款1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費となります。本事業は本年3月で終了する新型コロナワクチン特例臨時接種事業の事後処理につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、事業費を繰り越そうとするものでござい

ます。

以上が、保健所所管分の補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の改正について御説明を申し上げます。議案第11号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は当該条例のうち、保健所が所管する手数料の指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料について、健康保険法等の一部改正により、指定介護療養型医療施設が、令和6年3月末をもって廃止されることに伴い、当該手数料を廃止するものでございます。施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

保健所所管分については以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇富岡環境部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に関わる事項につきまして御説明申し上げます。

お手元の一般会計補正予算書28ページの1番上を御覧いただきたいと思います。4款1項3目環境衛生費のうち、地球温暖化対策推進費でございます。ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、地元中小企業の脱炭素経営への後押しを図るため、CO2排出量の可視化を行う費用の一部を補助するもので、363万4千円の増額補正を行うものでございます。財源は、全額、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、その下、地域エネルギー設備等導入促進費でございます。この事業は、太陽光発電設備やガスコージェネレーションシステムなど、本市の地域特性を踏まえた再生可能エネルギー設備等の導入促進を図るため、市民や市内の事業者が、対象設備を導入する費用の一部を補助するもので、740万8千円の増額補正を行うものでございます。財源は、全額、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、その2つ下、4款2項1目じん芥処理費の廃棄物最終処分場管理費及びクリーンセンター車両管理費でございます。これは、一般廃棄物処分場の維持管理及び廃棄物収集車を適正稼働させるための費用でございますが、燃料価格の高騰に伴い、それぞれ199万7千円、33万6千円の増額補正を行うものでございます。財源は、全額、一般財源でございます。

次に、繰越明許費補正(追加分)につきまして、4ページの上から6つ目と7つ目を御覧ください。地球温暖化対策推進費及び地域エネルギー設備等導入促進費につきまして、事業が年度内に完了しないことから、先ほど御説明しました補助に係る経費363万4千円及び740万8千円を令和6年度に繰り越そうとするものでございます。

次に、債務負担行為(追加分)につきまして、6ページの上から2つ目を御覧ください。指定ごみ袋製造費でございます。これは、市民が購入する指定ごみ袋の現在の在庫の状況を踏まえて、必要量を確保するため、今年度末までに製造の契約を行う必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和6年度、限度額は1億1千275万8千円となっております。なお、主な財源は、家庭ごみ処理手数料及び指定ごみ袋広告掲載料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇木村市立旭川病院事務局長 令和6年第1回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院が所管 しております、議案第9号、令和5年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして、御説明を申し 上げます。

補正予算書の63ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算補正で

は、決算見込みにおける経費等の増減に伴う一般会計繰入金の減額及び増額、また、令和4年度に 交付済みの新型コロナウイルス感染症の病床確保に関わる補助金の返還に伴う特別損失の増額のほ か、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

まず、一般会計繰入金の増減分といたしまして、収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、収入の部、1款病院事業収益、3項本院医業外収益、3目一般会計補助金で1千55万8千円を減額、4項一般会計負担金、1目本院で1億1千519万8千円を増額、下段の資本的収入及び支出でお示ししておりますとおり、収入の部、1款資本的収入、2項負担金、1目一般会計負担金で128万5千円を増額し、また、補助金の返還分といたしまして、その上の支出の部、1款病院事業費用、4項特別損失、1目過年度損益修正損で1千519万4千円を増額しようとするものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、次のページ、64ページになりますが、債務負担行為に関する調書にお示しをしておりますとおり、令和6年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料、汎用画像診断装置ワークステーション保守点検業務委託料、循環器用超音波画像診断装置賃借料の3件につきまして、新たに債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○髙橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○髙橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

次に、報告事項についてを議題といたします。

令和6年第1回定例会提出議案に関わる事項であります、(仮称)旭川市リサイクルセンター(B)新築工事等に係る変更契約の締結について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 報告第3号、専決処分の報告につきまして、総務常任委員会の所管ではございますが、整理番号1及び2は、環境部に関わりがございますので御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月24日に議決をいただきました、(仮称)旭川リサイクルセンターの建設 工事につきまして、機械設備の設置に関し変更要素が生じましたことから、契約金額を増額する変 更契約を締結したものでございます。

整理番号1、(仮称)旭川リサイクルセンター(B)新築工事は、契約金額を7億1千719万3千717円から7億1千819万1千174円に、整理番号2、(仮称)旭川リサイクルセンター新築機械設備工事は、契約金額を2億4千304万6千886円から2億4千340万3千613円に変更するもので、いずれも令和6年1月16日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇髙橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

〇髙橋紀博委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。 その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

散会 午前10時29分